

事例 16 個人的利益の存在（個人有特許）の存在と臨床研究

臨床研究の概要

- タイトル：適応内市販医薬品について効果・安全性を評価する医師主導臨床研究
- 研究の種別：介入研究
- 研究費：公的研究費

自己申告の内容

- 自己申告者：研究責任医師
- 自己申告事項
 1. 対象薬剤：Y社から購入
 2. 本研究対象薬剤を製造販売する企業との間に個人的経済的利益あり（Xが個人有の特許に基づくY社からのライセンス収入）

当該研究の実施に 関係する企業との関係	当該研究と関係のある 企業との利害関係	産学連携 活動	個人の 経済的 利益
研究費の受領			
物品の無償受領（譲受・貸与）			
役務の無償受領 （研究の一部を企業に委託）			
企業の身分を持っている者が 研究に参加			
企業などが製造販売する薬剤・機器 が研究対象である	●		●
その他			

管理の視点

- 臨床研究の実施には、企業との利害関係はあるが、対象薬剤を製造販売する企業から定期的に個人的利益（将来多額の利益を供与される可能性あり）を獲得しているため、臨床研究の公正性確保に必要な措置は何か検討する必要がある。

管理例

- 基準 1 に従い研究計画書及び説明文書に記載し、研究結果の公表時に開示する。
- 基準 4 と 5 に従い研究責任医師となることの妥当性、監査の必要性及び従事する業務を適切に管理する。

ワンポイント

（研究分担医師の場合）

- 基準 1 に従い研究計画書及び説明文書に記載し、研究結果の公表時に開示する。

